# 平成22年9月甲良町議会定例会会議録

平成22年9月7日(火曜日)

# ◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
追加日程1	発議第4号	議長の不信任決議(案)
第 3	報告第4号	平成21年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
第 4	報告第5号	平成21年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の
		報告について
第 5	報告第6号	平成21年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告に
		ついて
第 6	認定第1号	平成21年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第2号	平成21年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
		認定について
第8	認定第3号	平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出
		決算認定について
第 9	認定第4号	平成21年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
		定について
第10	認定第5号	平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳
		入歳出決算認定について
第11	認定第6号	平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出
		決算認定について
第12	認定第7号	平成21年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算
		認定について
第13	認定第8号	平成21年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
£1£4		について
第14	認定第9号	平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
£=£=	~~ <del></del>	出決算認定について
第15	認定第10号	平成21年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事
<del>***</del>	⇒+ ++ ++ 0 0 □	業報告の認定について
第16	議案第39号	琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止につき、議決を
hh + =	<b>**                                   </b>	求めることについて
第17	議案第40号	甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例

第18 議案第41号 甲良町税条例の一部を改正する条例

第19 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

第20 議案第43号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例

第21 議案第44号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例

第22 議案第45号 町道の認定について

第23 議案第46号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第2号)

第24 議案第47号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算 (第1号)

第25 議案第48号 平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)

第26 議案第49号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予 算(第1号)

第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることに ついて

第28 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めること について

#### ◎会議に出席した議員(10名)

1番	濱	野	圭	市	2番	丸	Щ	恵	
3番	木	村		修	4番	金	澤		博
5番	Щ	﨑	昭	次	7番	建	部	孝	夫
8番	藤	堂	_	彦	9番	西	澤	伸	明
0番	藤	堂	与 三	三郎	11番	Щ	田	壽	<del>_</del>

# ◎会議に欠席した議員

1

6番 宮 嵜 光 一

#### ◎会議に出席した説明員

町	長	北	Ш	豊	昭	総	務	課	長	Щ	本	貢	造
会計管理	1者	Щ	本		昇	住	民	課	長	Щ	﨑	義	幸
教育次	長	金	田	長	和	産	業	課	長	茶	木	朝	雄
企画監理語	課長	米	田	義	正	人	権	課	長	中	Щ		進
税務課	長	建	部	真理	【子	建	設	課	長	若	林	嘉	昭
水道課	長	陌	間		守	住	民訓	果参	事	Ш	嶋	幸	泰

忍 保健福祉課参事 中 川 愛 博

総務課参事陌間監 査 委 員上田 勝

◎議場に出席した事務局職員

事務局長大橋久和 書 記 宝来正恵

(午前 9時12分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 金澤議員および5番 山﨑議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇山田議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。北川町長。

○北川町長 本日、平成22年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

本年5月下旬から7月にかけて開催した集落ミーティングは、新しい制度 の戸別所得補償モデル対策と農業振興策として推進しているふるさと交流村 の現状と将来計画について、農業支援制度を交えながら報告をいたしました。

また、高齢社会における公共交通体系のあり方について、調査結果と今後の取り組みについての報告をし、住民の皆さんと意見交換をさせていただきました。行政各分野における多くの意見と提案を伺うことができました。

また、今年で3年目を迎える甲良三大偉人ゆかりの地訪問事業では、9月23日から25日にかけて佐々木道誉公と尼子氏の軌跡をめぐる企画をさせていただきましたところ、82名もの住民の参加をいただくことができました。これを機に町民同士の交流を深め、先人の知恵を学ぶことで、さらなる町の発展につながるよう努力してまいりたいと考えていますので、皆様の

ご支援をよろしくお願いするものであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第4号から報告第6号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成19年度決算から財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し公表することが義務づけられました。

平成21年度の状況は、実質赤字比率は実質収支が黒字のため比率は算出 されません。

特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。

実質公債費比率につきましては、対前年0.7ポイント増加し、8.3%になりました。将来負担比率につきましては、14.3%になりました。公営企業会計における資金不足比率につきましては、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。

引き続き、各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。 認定第1号から認定第10号は、平成21年度甲良町一般会計および9特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

平成21年度は、真に必要とされている施策への財源の計画的重点配分により、施策を行い、その主な成果といたしましては、(1) 福祉施策として、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、ライフサポートセンター建設事業、(2)教育・文化振興施策として、中学生海外派遣研修事業、郷土先人調査研究事業、(3)子育て支援施策として、子育て支援センターの充実、妊婦健診費用及び乳幼児福祉医療費の無料化、(4)まちづくり施策として、各集落のむらづくり活動事業推進、(5)農業・産業および観光振興施策として、ふるさと交流村整備事業、園芸作物振興補助金、甲良三大偉人ゆかりの地訪問事業、(6)環境施策として、下水道事業の推進、ごみ減量化リサイクル活動、(7)安全安心のまちづくり事業として、防火水槽設置事業、(8)その他事業として、定額給付金および子育て応援手当の支給、呉竹地域総合センター改築事業、町道新設改良事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳 入総額が、42億3,519万5,000円で21.2%増、歳出総額が41 億364万5,000円で23.0%の減となっております。実質収支 は6,491万3,000円、実質収支比率は2.8%、単年度収支は1,313万1,000円の赤字となりました。財政の硬直化を示す経常収支比率は94.9%となり、前年度を3.0ポイント上回りました。

歳入面で、経常収入である町税が、経済不況により7,101万4,000円の減、普通交付税が4,271万2,000円の増となり、実質的な普通交付税である臨時財政対策債は7,133万1,000円の増となったものの、経常収入全体で4,847万9,000円の減となりました。

これに対し、歳出面の経常経費では、物件費で約1,691万6,000円の減となり、経費削減の成果は見られたものの、公債費で955万8,000円の増、操出金で1,565万2,000円の増となったため、経常経費全体で2,455万7,000円の増額となりました。

これらのことが経常収支比率を引きあげる結果となりました。今後はさらに改革を進めることで比率の上昇を抑制しなければなりません。

また、地方債現在高につきましては、一般会計は臨時財政対策債や呉竹センター改築事業債の発行により増額となりましたが、住宅新築資金貸付事業債の減により、対前年2,702万8,000円減の38億5,285万1,000円で、5年連続の減額となりました。

そして、地方債現在高比率につきましても、対前年3.8ポイント減少し、166.5%になり、改善を図ることができました。

また、積立金現在高につきましては、対前年 5, 206万8,000円減の 8億9,347万9,000円となり、定時償還のために減債基金を取り崩しましたことにより昨年度を下回りました。

今後の財政運営におきましては、引き続き歳入歳出一体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、財政健全化計画に掲げました改革方針に基づき、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図ることにより、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

次に、議案第39号は、琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の設置根拠となる広域行政圏計画策定要項が、平成21年3月末をもって廃止されたこと等により、当協議会を廃止することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、子どもを虐待や非行等から守るための対策等の協議をお願いする甲良町要保護児童対策地域協議会委員の日額報酬を定めるものであります。

議案第41号は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する 法律が施行されたことに伴い、甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正するものであります。

議案第43号は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、児童扶養手当法の一部を改正する法律が施行されたこと に伴い、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでありま す。

議案第45号は、町道の認定3件をお願いするものであります。

議案第46号は、平成22年度甲良町一般会計補正予算(第2号)で、1億4,060万3,000円を増額し、補正後の予算額を37億4,733万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、徴税費でエルタックス国税連携業務委託、社会福祉費で更生医療給付費、農業費で農産物加工兼販売所建設工事、道路橋梁費で道路維持補修費、消防費で一時避難所施設対審補強事業補助金によるものでございます。

議案第47号は、平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)で、99万3,000円を増額し、補正後の予算額を424万5,000円とするものでございます。

主な内容としましては、過年度分医療費過誤による還付金によるものです。 議案第48号は、平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号) で、1,213万3,000円を増額し、補正後の予算額を6億1,693 万4,000円とするものでございます。

主な内容としましては、国庫負担金等の精算に伴う補助金返還金によるものでございます。

議案第49号は、平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)で、154万9,00円を増額し、補正後の予算額を5,174万9,00円とするものでございます。

主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員のうち任期満了者があり、新たに人権擁護審査会法の定めにより、候補者の推せんについて議会の意見を求めるものであります。

同意第2号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、再任 の同意を求めるものであります。 以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

- 〇山田議長 西澤議員。
- 〇西澤議員 発議第4号 甲良町議会議長の不信任決議(案)の動議を提出いたします。
- **〇山田議長** それでは、動議の説明をお願いします。 西澤議員。
- 〇西澤議員 不信任決議(案)について。

発議第4号です。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年9月7日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦。

甲良町議会議長不信任決議 (案)。

本議会は、甲良町議会議長山田壽一君を、議会を代表する議長として信任しない。

以上、決議する。

平成22年9月7日。

甲良町議会。

#### 【提案理由要旨】。

1つ、1年交代の申し合わせ、私は参加していませんが、を破って居座り続けていること。

2つ、その居座る理由として、「議長選で議会が分裂することを防ぎたい」、 「村田局長を守りたい」などを挙げていました。しかし、みずから議員互助 会を脱会し、分裂に導きました。

また、「守りたい」とした村田前事務局長は、官製談合疑惑調査の過程でみずから命を絶ちました。

3つ目に、中立・公正であるべき議会運営のかなめとしての役割を放棄して、不公平・不公正な対応に終始していることはそしりを免れません。

その具体的事例です。

1つは、官製談合疑惑発生時の初動の対応です。現職町長、副議長などがかかわる重大な疑惑にもかかわらず、議会に報告すらしなかったものであり

ます。

2つ目に、恐喝未遂事件への対応です。恐喝未遂事件という犯罪としての 現在のような認識であれば、当時、なぜ議会に報告しなかったのか。当初か ら犯罪、不当要求との認識がなかったのか。それとも、報告すれば都合の悪 いことがあったのか。どちらにしても重大問題を隠そうとしていたことは現 在では明々白々の事実となってしまいました。

3つ目に、百条委員会への対応です。議会での解明はこれからの努力にかかっている時期に、議会の調査究明は至難なことと言っても過言でないなどという官製談合疑惑の解明に否定的で妨害的な文書を配布されました。議長として解明を進め、行政をただすという立場と真っ向から矛盾して、解明したくないという表明かと考えられます。

4つ目に、議会広報発行への対応です。これは、本年8月号についてであります。百条委員会の結論を無視をして経過を発表されました。また、百条委員会から除斥を受けている濱野議員に原稿を書かせることを容認をされて発行をされました。

5つ目に、一般質問の受け付けの対応であります。締め切り時間後に濱野議員の追加質問を受け付けました。

上記いずれにも反省がありません。

次に、私の意見であります。

1つは、議長は何よりも公平でなければなりません。そして、議員の発言権を保障し尊重しなければなりません。ところが、この間の山田議長の言動は、この原則に真っ向から背いています。その最大の問題は、談合疑惑問題を解明しよう、ただそうという立場に立っていないことであります。主に次の2点に絞って提起をします。

1つは、談合疑惑絡みの恐喝未遂事件公判で明らかになりつつある事実は 重大な問題をはらんでいます。それは、昨年の談合疑惑が起きた当初から、 そして、その疑惑をネタにした恐喝未遂事件が発生した当初から、恐喝を受 ける側に位置した1人、それが山田議長だったことが明らかになったことで はないでしょうか。この事件では、恐喝未遂の被害者として描かれています。

また、議会の中では濱野議員とともに恐喝未遂のネタになった I C レコーダーの存在をいち早く知り得た人物、それが山田議長だったのです。

ところが、ICレコーダーをネタに恐喝、不当要求を受けている報告は一切当時ありませんでした。正式手続も半年以上過ぎてからのものでありました。行政権力のもとで起きた疑獄は、公開の場で究明することこそ利権の根を断つことことであり、再発防止の最大の保障となるものです。議会は、行政幹部の間違いを率先してたださねばなりません。その究明の先頭に立つべ

き議長が、逆に談合疑惑が表に出ないようきゅうきゅうと工作してきたこと が皮肉にも自分たちが告訴したことによって明らかになったのです。

山田議長が官製談合の当事者の1人であるか否かは解明を待たねばなりません。しかし、公人として、議会を代表するトップとして、疑惑 (この疑惑は法定でも根拠をもとに提起されているもの)を抱かれたこと自体が恥ずべきことではないのでしょうか。

濱野圭市議員が関係する浜野工務店が、本来なら入ることができない建築 Aランクに急遽入れられたこと、落札額と最低制限価格がぴったり一致とい う2点の不自然さは、議長として、少なくともいち早く疑問視して調査を正 式に提起しなければならなかった問題です。その当たり前の調査を妨げてき たために今日まで長引いていると言っても過言ではありません。

②に、9月議会での私の一般質問に対し、昨年の9月議会です。私の一般質問に対し、中止させようと干渉しました。提案理由に挙げた数々の不公平・不公正でも何らの反省がいまだにありません。

大きな2つに、グラウンドゴルフ公費負担問題でも信任できない理由を述べます。

豊郷町で問題となり、豊郷町ではグラウンドゴルフ大会の費用も議員個人が負担しており、どこから見てもグラウンドゴルフが議員の仕事とは言えなくなり、個人負担にする流れができてきた中で、あくまで山田議長は議員の情報交換の場であり、公費負担は当然というキャンペーンを率先して行っています。そして、犬上郡議長会のグラウンドゴルフ会計に不適切処理があったとして当時の職員が処分を受けました。しかし、問題が発覚した当時の会計監査は山田議長にほかなりません。不適切処理を見て見ぬふりをしたと考えられ、改善の問題提起も一切してこなかった山田議長の責任は一職員になすりつけて済ませる問題ではありません。会計監査としての仕事をこなしてこなかった怠慢こと追及されねばならないことを強調したいと思います。

3つ目に、1年交代の申し合わせについて私の意見であります。

1年交代の申し合わせは、再任を妨げないこととセットで議長も参加された席で確認されていることです。法律上のルールではありませんが、その確認を山田議長みずから破ることは、この申し合わせにくみしない私から見ても全く容認できません。議長は議会運営の公正・公平な運営のかなめであります。同時に町民を代表する議会の顔でもあります。

このような重要な役割を担う議長が、今申し上げた係る事実に関与し、指摘されること自体、議長の職務とは両立しません。

以上、私、西澤としての意見を述べて、提案説明といたします。

なお、続けて、議事進行について提案をいたします。

地方自治法の規定に除斥の規定がございます。その規定では、この規定を受ける者は、議題にされた時点から参加することができませんが、議長にも弁明の機会を与えるという意味で、引き続き討論まで参加をゆるし、もちろん採決には加わることはできません。この処置をとられるかどうか、これは私の考えでありますので、お諮りいただいて処理をよろしくお願いいたします。

〇山田議長 ただいま西澤議員から提出された動議は、議員ほか 2 人から甲良 町議会議長の不信任の決議(案)が提出されました。この動議は所定の賛成 者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本決議(案)を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席ください。

起立多数でございます。

したがって、甲良町議会議長の不信任、この動議を日程に追加し、追加日 程第1として議題とすることは可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午前 9時40分 休憩)

(午前10時32分 再開)

**〇山田議長** それでは、休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

追加日程第1 甲良町議会議長の不信任決議(案)を議題といたします。 議事の都合により、副議長と交代させていただきます。

○金澤副議長 追加日程第1 甲良町議会議長の不信任決議(案)を議題といたします。

本来ならば、地方自治法第117条の規定によっては、山田議長の除斥となりますが、提案者から弁明の機会を与えるという案が出されました。

よって、そのように決定し、質疑等のときに除斥とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○金澤副議長 異議なしの声がありましたので、そのようにいたします。 それでは、山田議員の弁明の機会を与えます。 山田議員。
- **〇山田議員** 弁明と申しましょうか、私、本当にこのような指摘されるというような、私自身はそんなに重んじてはおりませんので、一応説明の方をさせていただきます。

1年交代の申し合わせというのは、この期の最初に何名かでお話しさせていただいた経緯がございます。けど、混沌としたいろんな中で議会をおさめなければならないというような思いがあれば、再任そしてまた継続というようなことも私は全員協議会の中で申しておりました。当時、藤堂議員が議長に就任されたときに、申し送りはいいんじゃないかと、そういう議会の中での状態が再任、そして継続していかなければならない事態もあるので申し送りはしないでおこうというような全員協議会で述べた覚えがございます。

そして、私はこの議長という座に固持しているわけではございません。この2月の議長選前に何名かに相談させていただいて、辞職はしますということは私は述べております。何名かの方はご存じだと思います。

ところが、いろんなしがらみが生まれ、そして私自身を陥れるといいましょうか、私自身をそのような立場に追い込んだ経緯がございます。だから、私といたしましましても何とか議会の調整を図らなければならないという思いで、辞職せず一生懸命頑張ってきたつもりでございます。

中立・公正、私は誰がいい、誰が悪いというようなことは決して皆さんの前で言ったこともないし、また、百条委員会についても、私は議長として百条委員会の内容を十分熟知していただいて、研修をしていただいて、間違いの起こらない委員会にしてほしいという申し入れをしてきました。が、しかし、その委員長にも再三言ってはおったんですけども聞き入れてもらえず、研修もなく、そこでいろんな問題が発生しておりました。委員長の独断もありましたし、再三注意をしたんですけども聞き入れてもらえず、今に至っております。

私は、早期に百条委員会を解決していただいて、法的な組織の判断を仰いでくださいというようなことを常に申しておりました。素人が裁判を行うようなことを再三行っていたと聞いております。その中で不用意な判断、そして感情を持った判断をされると困りますので、第三者的な立場の方にゆだねて判断を仰いでいただきたいという方向で、委員そして委員長に申しておりました。

そういう中で村田局長が残念ながら自殺ということになったんですけども、私は村田局長、本当に優秀な人間でございましたし、議会においても本当にアドバイスをいただき、議長、そして局長という間柄で、本当に何事も相談をしておりました。そのような中でそういう官製談合の話は一切しておりませんし、そんな人間ではないというようなことは重々わかっております。村田局長は、このように書かれているように、村田局長がいかにも秘密を知っているような書き方をされて、村田局長の名誉にもかかわることだと私は思っております。

議会広報の百条委員会を無視じゃないと私は思っています。百条委員会も議会活動の中の一環として、広報委員会の中で百条委員会は議会の活動の一環として公開の場で百条委員会が行われているということですので、過程を、町民の方々が傍聴に来られない方々のために経緯を表し、知らせねばならないのではないかなというようなことを申しておりました。別に私は隠す必要もないし、百条委員会で行ったことを正直に文面化して表したらいいんじゃないかなという、私個人は思っておりました。

百条委員会の委員長は、公開するなというようなご意見でございました。 しかし、広報に公開をしない。なぜ拒む理由があるのかということは、問い ただしました。けど、委員長の方は返答がなく、広報委員会の全員というか、 ほか5名の一致で公開してはいいんじゃないかというような意見で載せまし た。濱野議員が原稿化するということは、順番でそこへたまたま濱野議員が 担当になったと。いろんな情報も出ております。議事録、そしていろんな情報を聞いて書いたという経緯がございます。誰が書いてもこれは同じことだ と私は認識しておりました。

ICレコーダーの件なんですけども、当時、私も百条委員会に述べさせていただいたように、今度の裁判で証人に立つ経緯がございますので、詳しいことはあまり話せないんですけども、結局、野瀬主監に問い詰め、そして町長に、告訴するというようなことはずっと進めておりました。選挙前ですので、町長の判断にゆだねるというようなことは私は再三申しておりました。

けど、結局容疑者の山口透氏が数日後に謝罪に来て、事なきを得たといいますか、恐喝には至らなかったというような解決をしたという判断を当時しておりました。町民ということで当時の山﨑町長も穏便に事を済ませたというように判断しております。

それから、浜野工務店が建築のAランク、そしてぴったり価格が一致したという点で、私はAランクに入るとかBランクとかいうことは、行政の方が、審議委員会が決めることですので私は一切わかっておりませんし、関与はしておりませんし、誰にお願いしたこともございません。値段がぴったり合ったというのは、説明を聞くと、会社の企業努力によっていろんな方との中での計算のもとでなったということを聞いております。それ以上のことは私はわかりませんので。

グラウンドゴルフ等のあれも、当時私は監査をしておりましたけども、その監査をしておりました年度は懇親会等行っておりません。グラウンドゴルフは通常ずっと、十何年かにわたってやってきて、それが通例の行事、そして議員の情報交換の場だと私は今でも思っております。それがだめなら個人的に参加すればいいことだし、それをずっと過去何年か認めていただいて、

議員の活動に役立ててくれというような思いで行政の方も理解をしていただいていると思っております。

最後に、私は本当に議長という立場を固持しているという思いはございません。だがしかし、こういう経緯に議会が至ったことを私自身も責任は持っております。このように私の不信任が出るということは、私の遺憾の至りでございますけども、今後皆さんとともに一丸となって議会を進めていきたいと、今もなお思っております。

以上でございます。

○金澤副議長 山田議員の弁明が終わりましたので、ここで山田議員の除斥を 求めます。

(山田議員 退場)

○金澤副議長 ほかの議員の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようですから、これで質疑は終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○金澤副議長 ないようですから、討論を終わります。 濱野議員。
- ○濱野議員 1番 濱野でございます。

今ほど議長の方から弁明がされました。私もほとんど議長のおっしゃっていることが正しいかなというふうに認識をしている1人でございます。

まず1点目の、1年の交代の申し合わせにつきましては、その中に前回私ども、議員に初めて当選をさせていただきまして、新人議員が8人というかなり大勢の数でございました。そういった中で1年目、議長を選出するときにいろいろと話し合いがあった経緯がございます。新人ではなかなか難しいから、この1期は古参議員の方に議長を持っていただこうというような話し合いがなされたことを記憶しております。

しかしながら、副議長におきましては新人も多いというようなことで、今後のことも含めて勉強させていただきたいなということで、副議長は新人側から選んでいただきたいなというような話し合いがなされました。

そういったことで1年目は藤堂与三郎議員が議長になられて、2年目は今 の山田議長が議長になられたというような経緯がございます。

そうこうするうちに、古参の議員さんも、北川議員さんがおられたんですけれども、町長選へ出られたというようなことでおられなくなって、古参議員の方でお話し合いをというようなことに、その場にも、私、同席をさせていただいた経緯がございます。その中で今の議長は藤堂与三郎議員に、1年

させていただいたからぜひかわってくださいと。藤堂議員は、私はちょっと 入院してたし、体も悪いし、できたら山田議員、続けて議長をやってくださ いなというようなお話し合いがなされたことを聞いておりました。けど、や っぱり藤堂議員、やってくださいなと再三山田議長の方からもお話があった ような経緯を記憶をしております。しかしながら、頑として山田議長に続け てやってくださいというようなことで議長の話がついたのかなというような、 私はそのときに認識をいたしておりました。

しかしながら、私、その当時、副議長をさせていただきまして、1年勉強 させていただきましたので、次は新人の方に誰かお譲りをしたいというよう な話で、またそれは都度相談をして決めていただいたらどうかなというよう なお話でございました。

そういったことから、本当に申し合わせというか、きちっとした決まり事というのはなかったように記憶をいたしております。あくまで紳士協定で、 そのようなことでやっていこうと。決して居座り続けているというような解 釈はいかがなものかなというふうに私は思っております。

それと、2番目の居座る理由とか、村田局長に対してどうのこうのということが書いてはございますけれども、本当に村田前局長は優秀な人材でございました。しかしながら、いろいろと百条委員会の問題とか、何やかやということで精神的にいろんなところから圧力をかけられていたことを私は聞いております。現実にございました。相談も受けておりましたけれども、くよくよせんと頑張ろうやというようなことで声をかけさせてもらったようなことを記憶をいたしています。本当に優秀な人材が亡くなられたということは大変残念に思って、今でもなりません。

そうこう、何点か申し上げたいところがあるわけなんですけども、ちょっと私の名前が載ってございます広報の発行等についてなんですけれども、おれは本当に広報委員会の方で、都度都度担当を決めていただき、どういう記事を載せようか。みんなでいろいろと議論を交わしながらやっていただけのことでございまして、私が、百条委員会に入っていない者が原稿を書いたことが、本当に悪いことのような感覚に載ってございますけれども、皆さんの合意のもとで、皆さんに確認をしていただいて広報委員長のもとで何人もの目を通して最終的に発行になったというようなことでございますので、全く議長がどうのこうの、広報に際して対応が悪かったというようなことは、私は全くないように記憶をしております。

よって、私は議長の不信任決議(案)の反対討論というようなことにさせていただきたいと思います。

○金澤副議長 ほかに討論はありませんか。

藤堂議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

今、濱野議員の、いわゆる議長不信任案の反対討論がありました。私は議長不信任案に賛成をさせていただきたい立場で討論をするわけですけれども、濱野議員が今申されました1番目の1年交代の申し合わせ、1点の曇りもない濱野議員の発言どおりであっただろうと私は認識をしております。

私が不信任案に同意をしていく点はただ1点だけで、5番の一般質問の対応。これは非常に不適切である。過去の例が、私の議長のときに2人の議員さんをこのような形で、本当に人情的にも受け付けなかったというようになったんですけれども、規則は規則ということで受け付けませんでした。そういう1点から賛成討論に加わるわけですけれども、2、3、4に関しましては、今後法廷なりいろんなところで解明されていくので、私がここで持論を申し上げるのは控えさせていただきます。

以上です。

○金澤副議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○金澤副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第1 甲良町議会議長の不信任決議を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本決議案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○金澤副議長 ご着席願います。

ただいまの起立者は5人であります。

したがって、甲良町議会議長不信任案は可決されました。

山田議員の入場を許します。

(山田議員 入場)

○金澤副議長 ただいま山田議員が入場されました。

ご報告いたします。

甲良町議会議長不信任決議(案)は、起立多数によって可決されましたことを報告いたします。

それでは、山田議長と交代いたします。

〇山田議長 ただいまご報告をいただきましたように、不信任案を可決されましたが、私、今後本当に努力し、この議会を何とか1つにまとめたいと思っておりますので、議長の責任を果たし、頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

西澤議員。

- ○西澤議員 先ほど可決いたしました議長不信任決議、十分山田議長に検討いただくために暫時休憩を求めます。
- **〇山田議長** ここで休憩をいたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時20分 再開)

〇山田議長 ただいま出席議員が定足数を欠きましたので、会議規則第12条 第3項の規定によってしばらく休憩いたします。

議員定数が過半数に達しましたので、議会を再開させていただきます。 建部議員。

○建部議員 先ほど議会議長の不信任決議(案)が可決されまして、議長の釈明、弁明も聞かせていただきました。議長の辞職をしない真の理由もいろいる聞かせていただきました。それは、今議長をやめると官製談合を認めたことになるのでやめるにやめられないということも過日耳にしました。やめるにやめられない。官製談合を認めることになるのでという理由は、暗に官製談合があったかのように思わせる、そういう理由であります。官製談合を認めたことになるのでやめるにやめられないというのが本音の部分、これは、私は理由をそのように取り繕っているけど、実際は暗に官製談合があったということを示唆しているというふうに解釈しております。

よって、今、休憩中に辞職をというふうに考えましたが、それがなされませんでした。私は、議長辞職、賢明な判断をとっていただきたい。即でなくても、本日、またこの会期中にはやはり不信任決議の理由にあるとおり、また、やめるにやめられない事情がある。やめたら官製談合を認めたことになるというような理由をつけての議長居座りは断固として許すことはできません。よって、賢明な判断を求めます。

**〇山田議長** 今、建部議員の方からご指摘がありましたけども、私は官製談合には一切関与しておりません。よって、その理由で辞職ということは一切私は考えておりませんので。

日程第3 報告第4号から日程第5 報告第6号までを一括議題といたします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

〇山本総務課長 それでは、報告第4号 平成21年度甲良町財政健全化判断 比率の報告についてでございます。

お開きをいただきたいと思います。

平成21年度甲良町財政健全化判断比率。

実質赤字比率については、平成21年度は出ないというものでございます。 また、2点目の連結実質赤字比率についても、比率は出ない。実質公債費比率は8.3%、将来負担比率は14.3%でございます。

報告第5号でございます。平成21年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

お開きをいただきたいと思います。

これにつきまして、下水道事業では資金不足が生じていないというもので、 比率はゼロというものでございます。

続きまして、報告第6号 平成21年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

お開きをいただきまして、水道事業につきましても資金不足は生じていないため、比率は出ないというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇山田議長** これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から、平成21年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足 比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、平成21年度財政健全化審査意見書を報告させていた だきます。

甲良町長 北川豊昭様。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成21年度甲良町財政健全化 について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1.審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

- 2. 審査の結果。
- (1) 総合意見。

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- (2)個別意見。
- ①実質赤字比率について。

平成21年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

②連結実質赤字比率について。

平成21年度の連結実施終始は黒字のため、連結実施赤字比率は算出され

ない。

③実質公債費比率について。

平成21年度の実質公債費比率は8.3%となっており、前年度に比べて0.7ポイント高くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り、良好である。

④将来負担比率について。

平成21年度の将来負担比率は14.3%となっており、前年度に比べて5.4ポイント低くなった。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り、良好である。

3. 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

次に、平成21年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。

甲良町長 北川豊昭様。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成21年度甲良町下水道事業特別会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1. 審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし て実施した。

- 2. 審査の結果。
- (1)総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- (2)個別意見。
- ①資金不足比率について。

資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改正を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

続いて、平成21年度甲良町水道事業会計経営健全化審査意見書。

甲良町長 北川豊昭様。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成21年度甲良町水道会計の 経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

(1)審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼と

して実施した。

- 2. 審査の結果。
- (1)総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- (2) 個別意見。
- ①資金不足比率について。

資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

以上でございます。

**〇山田議長** ありがとうございました。

以上で、報告は終わります。

次に、日程第6 認定第1号から日程第15 認定第10号までの10議 案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 認定第1号 平成21年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定 について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

認定第2号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第3号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算 認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第4号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第5号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳 出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第6号 平成21年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算 認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第7号 平成21年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第8号 平成21年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第9号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決 算認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

認定第10号 平成21年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 認定第1号から認定第9号までは会計管理者、認定第10号は水 道課長において順次説明を求めます。

会計管理者。

〇山本会計管理者 それでは、私の方から認定第1号から認定第9号までの平成22年度各会計決算認定についてご説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前にお願いをしておきたいと思います。

歳入につきましては、調定額と収入済み額が同額の場合につきましては収入済み額のみの説明とさせていただきます。歳出につきましては、歳出済み額を中心に説明をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成21年度甲良町一般会計歳入歳出決算書でございます。

歳入歳出の予算額は同額で、43億1,087万8,000円でございます。歳入決算額が41億8,859万310円です。歳出決算額40億5,714万8,775円です。歳入歳出差引残額は1億3,144万1,535円です。うち翌年度繰越財源は6,663万7,000円です。実質残額が6,480万4,535円です。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。1款 町税、調定額が9億1,355万791 円に対しまして、収入済み額が8億5,790万4,313円でございます。 不納欠損額が313万5,560円、収入未済額が5,251万918円で す。2款 地方贈与税4,030万2,059円です。3款 利子割交付 金291万円です。4款 配当割交付金が92万9,000円です。5款 株 式等譲渡所得割交付金が52万4,000円です。6款 地方消費税交付 金6、494万7、000円です。7款 自動車取得税交付金が1、536 万7,000円です。8款 地方特例交付金1,477万2,000円です。9 款 地方交付税15億2,401万2,000円です。10款 交通安全対 策交付金159万円です。11款 分担金及び負担金、調定額が3,863 万2,222円で、収入済み額が3,630万9,510円です。収入未済 額が232万2,712円です。12款 使用料及び手数料、調定額 が 4 , 7 1 5 万 8 , 4 6 8 円 に対 しま して 、収 入 済 み 額 が 2 , 6 1 9 万6、251円です。収入未済額が2、096万2、217円です。13款 国庫支出金5億9,297万6,406円の調定に対しまして、収入済み 額が5億2,835万6,406円です。収入未済額は6,462万円で す。14款 県支出金、調定が3億7,796万779円に対しまして、収 入済み額が3億5,156万779円です。収入未済額は2,640万円で す。15款 財産収入、調定が933万4,087円に対しまして、収入済 み額が848万4,087円、85万円の収入未済額がございます。16款 寄付金193万4,925円です。17款 繰入金7,235万6,640 円です。18款 繰越金1億5,739万9,094円でございます。19 款 諸収入、調定が1億817万5,086円に対しまして、収入済み額が1 億819万2,246円です。収入未済額が52万2,840円です。20

款 町債3億7, 454万3, 000円でございます。歳入合計が41億8,859万310円でございます。不納欠損額が313万5,560円、収入未済額が1億6,818万8,687円でございます。

引き続きまして、歳出の部でございます。

次のページをお願いいたします。

1款 議会費 5,919万1,627円です。2款 総務費 6 億9,573万3,164円です。3款 民生費 16億4,059万5,863円です。4款 衛生費 2 億8,730万4,454円です。5款 労働費 73万8,711円です。6款 農林水産業費です。1億5,663万9,095円です。7款 商工費 2,909万8,725円です。8款 土木費 9,125万641円です。

次のページをお願いいたします。

9款 消防費 1 億 1, 6 8 9 万 4, 1 5 4 円です。 1 0 款の教育費、3 億 9, 3 9 9 万 5, 0 9 9 円です。翌年度への繰り越しが 6, 0 4 3 万円がございます。これはエレベーター等の分でございます。 1 1 款の災害復旧費はゼロ円です。 1 2 款 公債費は 4 億 4, 2 3 8 万 3, 1 6 5 円です。 1 3 款 諸支出金 1 億 4, 3 3 2 万 4, 0 7 7 円です。 1 4 款の予備費はゼロ円でございます。歳出合計が 4 0 億 5, 7 1 4 万 8, 7 7 5 円でございます。

引き続きまして、特別会計の方をご報告させていただきます。

まず最初に、認定第2号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計決算についてご報告をさせていただきます。

歳入歳出の予算額は同額で、9億4,571万9,000円です。歳入決算額は9億4,719万4,575円です。歳出決算額は9億1,661万8,650円です。歳入歳出差引残高が3,057万5,925円です。うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残額が3,057万5,925円です。す。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。1款の国民健康保険税、調定が2億3,785万5,936円に対しまして、収入済み額が1億8,489万1,253円、不納欠損額が307万6,600円、収入未済額が4,988万7,983円です。2款の使用料及び手数料、4万8,000円です。3款の国庫支出金、2億4,739万7,228円です。4款の療養給付費交付金が4,262万9,000円です。5款の県支出金が5,764万8,177円です。6款の共同事業交付金が1億1,758万1,560円です。8款 繰入金が1億1,126万8,613円です。9款の繰越金、3,395万2,877円です。10款の諸収入が267万6,788円です。

次のページをお願いいたします。

11款の後期高齢者交付金が1億4,903万979円です。歳入合計としまして9億4,719万4,575円、不納欠損額が307万6,600円です。収入未済額が4,988万7,983円でございます。

引き続きまして、歳出の部でございます。 1 款の総務費が 3, 250万8,021円です。 2款 保険給付費が 5億8,155万6,357円です。 3款 老人保健拠出金212万7,971円です。 4款 介護保険納付金4,114万1,168円です。 5款 共同事業拠出金が 1億1,988万7,639円です。6款 保険事業費が 1,421万9,390円です。7款 基金積立金7万円です。8款 諸支出金が 1,250万9,710円です。9款の公債費が 27万1,553円でございます。10款の後期高齢者支援金等が 1億1,200万8,358円です。11款の前期高齢者納付金等が 31万8,483円でございます。12款の予備費はゼロでございます。歳出合計としまして 9億1,661万8,654円でございます。

引き続きまして、認定第3号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別 会計についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、410万1,000円でございます。歳入決算額は409万8,184円です。歳出決算額が408万9,799円、歳入歳出差引残額が8,385円で、うち翌年度繰越財源はゼロ円でございます。実質残額としまして8,385円でございます。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。1款 支払基金交付金146万7,600 円でございます。2款の国庫支出金146万9,966円です。3款 県支 出金6万9,486円です。4款繰入金はゼロ円です。5款 繰越金9 万8,462円です。6款 諸収入99万2,670円です。歳入合計は409 万8,184円でございます。

続きまして、歳出の部でございます。1款の総務費はゼロ円です。2款の 医療諸費についてもゼロ円でございます。3款の諸支出金につきまして は408万9,799円であります。4款の予備費はゼロ円です。歳出合計 は408万9,799円でございます。

引き続きまして、下水道会計でございます。

認定第4号 平成21年度甲良町下水道特別事業会計決算についてご報告 いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、5億1,231万7,000円です。歳入決算額は4億9,832万4,930円であります。歳出決算額は4億9,627万370円で、歳入歳出差引残高が205万4,560円でございます。う

ち翌年度繰越財源としましてはゼロ円でございます。実質残額としまして205万4,560円でございます。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。 1 款 国庫支出金 5 , 0 0 0 万円でございます。 2 款の繰入金 1 億 5 , 6 2 7 万 7 , 0 0 0 円です。 3 款の諸収入は 1 3 7 万 9 , 1 1 0 円です。 4 款 町債 1 億 7 , 4 3 0 万円です。 5 款の繰越金 5 6 9 万 9 , 8 7 2 円です。 6 款 財産収入 1 3 万 3 , 0 4 8 円です。 7 款の使用料及び手数料、調定が 8 , 0 2 2 万 5 , 3 1 0 円に対しまして収入済み額が 7 , 4 1 2 万 6 , 0 0 0 円、収入未済額が 6 0 9 万 9 , 3 1 0 円であります。 1 8 款 分担金及び負担金、調定が 4 , 8 2 7 万 1 , 1 0 0 円、収入済み額が 3 , 6 4 0 万 7 , 9 0 0 円で、収入未済額が 1 , 1 8 6 万 3 , 2 0 0 円でございます。歳入合計としまして 4 億 9 , 8 3 2 万 4 , 9 3 0 円でございます。収入未済額は合計で 1 , 7 9 6 万 2 , 5 1 0 円です。

続きまして、歳出の部でございます。1款の総務費が7,607万8,851 円、2款の下水道事業費が1億3,121万4,274円です。3款の公債 費が2億8,897万7,245円です。4款の予備費はゼロ円です。歳出 合計が4億9,627万370円でございます。

引き続きまして、新築資金の方でございます。認定第5号 平成21年度 甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算についてご報告いたし ます。

歳入歳出の決算額は同額で、5,711万5,000円であります。歳入 決算額は5,611万3,419円です。歳出決算額が5,605万4,227 円です。歳入歳出差引残高が5万9,192円であります。うち翌年度繰越 財源はゼロ円で、実質残高が5万9,192円でございます。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。県支出金544万3,000円であります。2 款の繰入金1,167万8,029円です。3款の諸収入、調定が2 億1,159万4,547円に対しまして、収入済み額が3,893 万3,198円で、収入未済額は1億7,266万1,349円です。4款 の繰越金、5万9,192円です。歳入合計が5,611万3,419円、 収入未済額が1億7,266万1,349円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費702万8,649円です。2款 公債費4,902万5,578円です。3款の予備費はゼロ円でございます。歳出合計が5,605万4,227円であります。

次に、土地取得会計でございます。認定第6号 平成21年度甲良町土地

取得造成事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、600万2,000円でございます。歳入決算額は283万8,836円です。歳出決算額が283万8,800円です。 歳入歳出差引残額が36円で、うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残高が36円であります。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。1款 財産収入283万8,300円です。2款 繰越金が536円です。3款 諸収入はゼロ円です。歳入合計としまして283万8,336円でございます。

次に、歳出の部でございます。1款の公共事業用地取得事業費が280万7,800円です。2款の諸支出金が3万1,000円です。3款 予備費はゼロ円です。歳出合計が283万8,800円であります。

続きまして、墓地会計でございます。認定第7号 平成21年度甲良町墓 地公園事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、274万7,000円です。歳入決算額は74万617円です。歳出決算額は69万92円です。歳入歳出差引残高が5万525円です。うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残額が5万525円です。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。1款の繰越金が8万4,625円です。2 款の使用料及び手数料が46万円です。3款の諸収入が1万円、4款の財産 収入が3万5,992円です。5款の繰入金が15万円です。6款 他会計 借入金はゼロ円です。歳入合計としまして74万617円であります。

次に、歳出の部でございます。1款の墓地公園管理費です。23万92円でございます。2款の諸支出金が46万円です。3款 予備費はゼロ円です。 歳出合計が69万92円でございます。

続きまして、介護保険でございます。認定第8号 平成21年度甲良町介 護保険特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、6億928万9,000円であります。歳入 決算額は6億636万3,021円です。歳出決算額が5億9,447 万5,414円です。歳入歳出差引残高が1,188万7,607円です。 うち翌年度繰越財源はゼロ円です。実質残高が1,188万7,607円で す。1ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。保険料であります。調定が9,874万4,596円に対しまして、収入済み額が9,624万6,859円、不納欠損額が50万775円であります。収入未済額が199万6,962円

です。2款の使用料及び手数料が9,600円です。3款の国庫支出金が1億3,947万750円です。4款 支払基金交付金が1億6,546万3,000円です。5款の県支出金、8,398万9,875円です。6款 繰入金1億488万6,134円です。7款 繰越金1,603万1,898円です。8款 諸収入15万7,214円です。9款 財産収入10万7,691円です。歳入合計が6億636万3,021円、不納欠損額が50万775円です。収入未済額が199万6,962円です。

次に、歳出の部でございます。1款 総務費2,054万1,462円です。2款 保険給付費5億5,477万9,927円です。3款 地域支援事業費が1,557万5,750円です。4款 公債費はゼロ円です。5款 基金積立金10万7,691円です。6款 諸支出金が347万580円です。7款 高額医療合算介護サービス等費がゼロ円でございます。

次のページをお願いいたします。

予備費はゼロ円でございます。歳出合計といたしまして5億9, 447万5, 414円であります。

認定第9号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算についてご報告いたします。

歳入歳出の予算額は同額で、4,902万8,000円であります。歳入決算額は4,885万1,968円です。歳出決算額は4,864万4858円です。歳入歳出差引残高が20万7,110円であります。うち翌年度繰越財源はゼロ円で、実質残額が20万7,110円であります。

1ページをお願いいたします。

歳入の部であります。1款 後期高齢者医療保険料でございます。3,321万7,485円です。2款の使用料及び手数料が1,200円です。3款 繰入金1,527万1,170円、4款 繰越金29万123円、5款 諸収入はゼロ円でございます。歳入合計としまして4,885万1,968円であります。収入未済額が50万106円ございます。

支出をお願いいたします。1款の総務費、26万6,021円、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が4,837万8,837円であります。3款、4款につきましてはゼロ円でございます。歳出合計が4,864万4,858円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。適切なご審査をいただきまして認 定賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇山田議長 次に、水道課課長。
- ○陌間水道課長 続きまして、認定第10号 平成21年度甲良町水道事業会 計歳入歳出決算並びに事業報告の認定についてご説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

収入、支出につきましては決算額を中心に説明させていただきますので、 よろしくお願いします。

1、収益的収入および支出。

収入、1款 水道事業収益、決算額1億8,831万8,160円。

支出、1款 水道事業費、決算額1億6,393万3,242円です。

- 3ページをお願いします。
- 2、資本的収入および支出。

収入、1款 資本的収入、決算額2,786万5,640円、支出、1款 資本的支出、決算額1億3,682万6,349円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億896万709円は、当年度消費税資本的収支調整額104万4,202円、過年度損益勘定留保資金1,838万3,753円、当年度損益勘定留保資金7,047万4,347円、および減債積立金取崩額1,905万8,407円で補填いたしたものでございます。

次、6ページをお願いします。

水道事業会計損益計算書。

1、営業収益から2の営業費用の差の営業利益としまして3,876 万9,459円でございます。

3の営業外収益から4営業外費用の差は $\triangle$ の1,279万3,647円となり、営業利益としまして2,597万5,812円でございます。

6、特別損失。

過年度損益修正損、 $\triangle$ の263万5,300円です。当年度純利益2,334万512円、前年度繰越利益剰余金4,010万7,805円、当年度未処分利益剰余金6,344万8,317円でございます。

次、8ページをお願いします。

水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。先ほどの当年度未処分利益剰余金6,344万8,317円から利益剰余金処分額を差し引きいたしまして、翌年度繰越利益剰余金は4,438万9,910円でございます。

次、9ページをお願いします。

水道事業会計貸借対照表。

資産の部。

1、固定資産の合計としまして、中ほどより少し下でございますが、33 億1,578万9,178円でございます。

2、流動資産の合計としまして、3億1,155万5,712円でござい

ます。資産の合計としまして36億2,734万4,890円でございます。 次に、負債の部でございます。流動負債額の未払い金で、負債の合計としまして787万2,170円でございます。

資本の部。

- 5、資本金の合計としまして、14億9,910万159円でございます。
- 6、剰余金の合計でございます。21億2,037万2,561円でございます。資本合計としまして36億1,947万2,720円でございます。 負債資本合計としまして36億2,734万4,890円でございます。

次、11ページをお願いします。

水道事業報告。

総括事項といたしまして、公共下水道事業に伴う上水道管の布設替工事を 北落地先で施工しました。また、石綿管の更新工事を行いました。石綿管の 更新工事は本年で完了しました。

これからの水道事業の方向といたしまして、安全で安心して利用できる安定した水道の構築をめざす取り組みを行います。

2、議会議決事項。

平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、ほか1件でございます。

次に、13ページをお願いします。

主な建設改良工事でございます。金屋池寺長寺線配水管布設替工事第2工 区の工事、以下4件の工事を行いました。

続きまして、業務量でございます。

年度末給水人口、21年度7,914人でございます。年間配水量としまして101万4,484立方メートルでございます。年間有収水量としまして91万9,327立方メートルでございます。有収率は91.79%でございます。

次に15ページをお願いします。

事業収入に関する事項、行の一番最後でございます。給水タンカー1立方 メートル当たり164.3円でございます。

3、事業費用に関する事項。

給水タンカーでございますが、1立方メートル当たり165.8円でございます。

次、17ページをお願いします。

4、企業債および一時借入金。

企業債、前年度末残高13億7,966万2,924円に、本年度借入額 と本年度償還額を差し引きいたしまして、本年度残額12億9,079 万1,852円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。適切なご審査をいただきましてご 承認賜りますよう、よろしくお願いします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、ここでお昼の休憩といたします。

再開は1時30分より再開させていただきます。

(午後 0時15分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

**〇山田議長** それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から、平成21年度甲良町各会 計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、平成21年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書を報告させていただきます。

甲良町長 北川豊昭様。

甲良町議会議長 山田壽一様。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成21年度甲良町一般会計 及び特別会計、企業会計、歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査 した結果、その意見は下記のとおりである。

審査の概要。

- (1)期日、平成22年7月21日、22日、27日。
- (2)場所、甲良町役場2階議員控室でございます。
- (3)審査の対象、①甲良町一般会計、②甲良町国民健康保険特別会計、
- ③甲良町後期高齢者医療事業特別会計、④甲良町老人保健医療事業特別会計、
- ⑤甲良町下水道事業特別会計、⑥甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計、
- ⑦甲良町土地取得事業造成事業特別会計、⑧甲良町墓地公園事業特別会計、
- ⑨甲良町介護保険特別会計、⑩甲良町水道事業会計、以上10会計で、その 決算は次のとおりである。

### 一般会計。

歳入決算額は41億8,859万円、歳出決算額は40億5,714万9,000円で、差引残高は1億3,144万1,000円となり、このうち平成22年度へ繰り越した事業に要する財源6,663万7,000円を差し引くと、実質残額は6,680万4,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

## (1) 歳入。

歳入決算額は41億8,859万円で、前年度と比べて7億4,701 万8,000円の増となっているが、主には国庫支出金、県支出金、繰越金 の増によるものである。歳入決算における自主財源構成費は29.4%と前年度と比べて5.4ポイントも低くなっている。これは町税の減によるものである。

自主財源の増減確保は困難であることから、税や使用料を確実に徴収することと、課税漏れをなくすことを徹底し、収入確保に最大限努力をされたい。

収入未済額、滞納の状況を見ると、町税は不納欠損処分を313万6,000円にして5,251万1,000円で、158万6,000円の減。

保育料等は233万8,000円で、130万2,000円の大幅増。

幼稚園使用料は、3万3,000円で9,000円の減。

住宅使用料は2,091万4,000円で、150万2,000円の増。 不動産売払収入は85万円で、前年度同額。

学校・園給食費は29万5,000円で、5万4,000円の増。

児童クラブ利用料は22万円で皆増。

合わせると7,714万6,000円となり、前年度と比べて146 万8,000円増えている。

全体として滞納額が増加の傾向であるため、より一層徴収努力をされたい。 不納欠損処分については、滞納額の内金をさせる、強制執行を行うなどして 極力時効の中断をしてから処分をされたい。特に保育料の滞納額が大幅に増 額している。理由を聞くと、収入不可能なところもあるようなので、法に基 づいて適切な処分をされたい。

町税の過年度分の徴収率が24.3%と昨年より10.3%も上がっている。このように昨年10月から発足の共同徴収チームによる成果は目に見えて上がってきている。今後は共同徴収チームが解散しても、そのノウハウを発揮できるよう、町としてシステムを構築すること。また、口座引き落とし等不納時に即時対応できるような体制の確立を図り、滞納理由や課題の分析を的確に行い、すばやく対応し、法に基づいた滞納整理を果敢に執行されたい。

唯一の自主財源がこのままでは予算を組むことが困難になることが予想されるため、引き続き増収に努められたい。

#### (2) 歳出。

歳出決算額は、40億5,714万9,000円で、前年度と比べて7億7,297万6,000円の増となっているが、主には民生費、農林水産業費の増によるものある。

予算額に対する執行額は94.1%であるが、翌年度へ繰り越して事業を執行する繰越明許費繰越額6,667万3,000円を控除した執行率

は95.7%である。普通会計ベースによる公債費比率は12.0%と前年度より2.9ポイント高くなり、地方債許可制限比率は4.6%と前年度より0.3ポイント高くなり、地方債現在高比率は166.5%と前年度より3.8ポイント低くなった。この地方債現在高比率が200%を切ったのは平成19年度からで、繰上償還を積極的にした結果である。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.9%で、前年度と比べて3.0ポイント高くなったが、三位一体改革による影響も大きく、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。

平成20年10月策定の甲良町財政健全化計画に基づき、議論や協議を徹底し、人件費の削減や不要不急の事業見直し等による歳出削減および未収金対策による収入の確保に職員が一丸となって取り組み、今後も経常経費の抑制に努められたい。

職員手当のうち、特に扶養手当については申請書類を再確認して、支給が 適切であったか再検討をするとともに、不適切であれば直ちに是正措置をと ること、また、他の手当についても再度精査し適正に処理されるよう求める。

- 3、特別会計·企業会計。
- (1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億4,719万5,000円、歳出が9億1,661万9,000円、差し引き3,057万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

この会計は、平成20年度より後期高齢者医療制度創設および退職者医療制度退職者年齢が変更され、大きく制度改正されたことにより激変した。また保健事業も制度改正により国保加入者に対して行うこととなったため、受診率が低くなった。保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

なお、国民健康保険税において収入未済額(滞納)は、不納欠損額の307万7,000円を除いても4,988万8,000円となっている。今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求める。

(2)後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4,885万2,000円、歳出が4,864万5,000円、差し引き20万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

本会計は、平成20年度より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が新たに始まり、対象者は75歳以上のすべての方および65歳以上で一定の障害のある方である。保険料は滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、市町が徴収する。納付方法は、年金天引きの特別徴収と口座振替などの普通徴

収のある新規特別会計である。

収入未済額は50万で、23万1,000円増加している。滞納整理は初期対応が重要であり、増加しないよう十分納付義務を理解してもらうとともに、徴収に努められたい。

(3) 老人保健医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が409万8,000円、歳出が409万円、差し引き8,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

本会計は平成20年度より国民健康保険会計、後期高齢者医療会計へ移行され、過年度分の追加交付金と第三者行為による損害賠償金(2件)の清算とのことであった。平成22年度末をもって終了するとのことであった。

# (4) 下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億9,832万5,000円、歳出が4億9,627万円、差し引き205万5,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

使用料及び分担金において、収入未済額(滞納)が1,796万2,000 円となり、前年に比べて252万円増えた。内金の処理をするなどして時効中断の措置を執り、確実な徴収事務を執行されたい。

平成20年度で面整備はほぼ完成したことから、今後は管理に重点が移ることとなる。下水道の普及率が99.1%に比べ、水洗化率が54.6%と低いことから、引き続き水洗化率の向上対策の検討を図られたい。

(5) 住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が5,611万3,000円、歳出が5,605 万4,000円、差し引き5万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

収入未済額(滞納)は1億7,266万1,000円で、173万9,000円増加している。また、収納率が落ちた理由を分析し、例年並みの収納率を確保するように努力すること。

不景気や償還者の高齢化等の理由で償還が思うようにいかないと思うが、 今まできっちり返済している方々のことを考えると、滞納をこのまま放置す ることは許されないことである。今後は法的措置をとる時期を検討するなど、 創意工夫して滞納に歯どめをかけるべきである。

(6) 土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が283万9,000円、歳出が283万9,000 円、差し引き36円の残額は翌年度へ繰り越した。

具竹3カ所2,305.75平米を処分したが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

未処分の町有地については、地籍調査業務と連携し現況把握を行うととも

に、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

## (7)墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が74万1,000円、歳出が69万円、差し引き5万1,000円の残額は翌年度へ繰り越した。現在整備された墓地396基中、現在190基の処分で、その率48.0%であり、少しでも早期に処分がされるように望む。

また、永代使用促進事業補助金(墓地移転補助金)の利用者が少ないので、 今後も広く住民にPRして販売の促進を図ること。

#### (8)介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が6億636万3,000円、歳出が5億9,447万5,000円、差し引き1,188万8,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

認定者数は前年度より27人増えていて、居宅介護サービス費は14.3% の増となっている。今後も認定者が減ることは考えられないことから、筋力 向上トレーニング、転倒防止教室、せせらぎサロン等の介護予防事業に積極 的に参加を呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。

収入未済額(滞納)は119万7,000円で、前年に比べると2万3,000円減っている。保険料が増加する可能性が高いため、きめ細かに訪問し、納付義務を理解してもらうとともに徴収に努められたい。

### (9) 水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億6,175万6,000円、営業外収益は1,862万円、支出の営業費用は1億2,298万6,000円、営業外費用は2,141万4,000円、水道料滞納料の不納欠損を特別損失として263万5,000円、差し引き2,334万1,000円は当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金4,010万8,000円を合わせると、当年度未処分利益余剰金は6,344万8,000円になる。そのうち減債基金に1,905万8,000円を処分することから、翌年度繰越利益剰余金は4,439万円となる。

石綿管の更新が平成21年度完了したことにより、有収率は91.79%であった。漏水件数も減少し、水道水の安定した供給に取り組むことができた。今後もその努力を怠らず、不正取水の再発防止に最善を尽くされたい。

収入未済額(滞納)は4,920万7,000円で、不納欠損額を引いても前年度に比べて186万円増えている。今後も徴収体制をしっかり組み、 悪質滞納者へは給水停止処分も含めて厳しい対応を求める。また、使用料が減少傾向にあることから、経常経費の抑制に努められたい。 4、結論。

平成21年度甲良町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理についてはおおむね適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および 証拠書類と付合しており、誤りのないものと認められた。国の三位一体改革 や県の財政危機回避のための構造改革により厳しい収入不足に見舞われたが、 事務事業の見直しや経費の削減に努められたことは評価したい。

町の将来像とする「心かよい、人がきらめく、せせらぎ遊園のまち 甲良」をめざし、まちづくり施策、子育て支援センターの充実、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安心安全のまちづくり等において成果を上げてきた。

しかし、脆弱な財政基盤で、自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも地方債の現在高は総額98億9,403万2,000円で、前年比1億2,704万1,000円の減額になったが、依然として多くの借金を抱えている。

今後も危機感を持って行財政運営のスリム化に向け努力し、義務的経費の抑制に努められたい。

また、徴収金の滞納状況は、前年度より1,059万1,000円増え、3億6,937万7,000円となった。累計額は毎年最高額を塗りかえている。

滞納については、収納率が大幅に落ち滞納額が増えている。原因として、 景気の低迷、生活が厳しい等など考えられる。滞納徴収は税務課の共同徴収 チームのノウハウを関係職員に伝授し、町として体制を確立し、原因の解明、 滞納整理を実行すべきである。

なお、特別会計への助成金、出資金、操出金については、各会計の目的を 十分勘案の上、各会計ごとに独立採算がとれるように指導し、的確に処理す ること。

この財政危機を回避するために、平成20年10月に策定した甲良町財政 健全化計画に沿って職員が一丸となって町政全般にわたり合理化と経費の節 減に努め、事業の執行に当たってむだのないように行われることを切望して、 平成21年度決算審査の結びとする。

識見監查委員 上田勝。

議会代表監査委員 木村修。

以上でございます。

○山田議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっており

ます認定第1号から第10までの10議案につきまして質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までの10議案につきましては、議会規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第39号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止につき、議決を求めることについて。

琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を平成22年9月30日をもって廃止することにつき、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

〇米田企画監理課長 議案第39号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の廃止 につき、議決を求めることについて。

当協議会を平成22年9月30日をもって廃止することにつき、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法の定めによりまして議会の議決を得るものでございます。

提案の理由といたしまして、琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の設置根拠となる広域行政圏計画策定要綱が平成22年3月31日をもって廃止されること、および当該協議会が地域振興を図る当初の役割を終えたものと判断されたため、この案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第40号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬お よび費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

〇中川保健福祉課参事 議案第40号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正することについてお願いするものです。

別表中「甲良町地域住宅計画策定委員 日額5,500円」の次に、「甲良町要保護児童対策地域協議会委員 日額5,500円」を加える。

付則。

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第41号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

**〇建部税務課長** 議案第41号 甲良町税条例の一部を改正する条例について ご説明申し上げます。 次の1ページをお願いいたします。

改正の主な理由といたしまして、地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税に係る給与所得者および公的年金等受給者の扶養親族申告の提出に係るもの、町たばこ税の税率改正と所要の改正を行うものでございます。

それでは、甲良町税条例の一部改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第19条につきましては、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金に関する条文でございますが、改正内容につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項のずれとなるものと、同条第2項については、町長がやむを得ない理由があると認める場合は規則で定めるところにより延滞金を減免することができる減免規定を新たに定めたものでございます。

第31条につきましては、均等割の税率の関係条文でございますが、改正 内容につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項のずれでございます。

次の第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書 の条項ですが、改正内容といたしまして、条文追加となるものでございます。

個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、年少扶養控除の廃止後も現行と同様に市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう、給与所得者について扶養親族に係る情報収集の規定を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の関係条文ですが、改正内容といたしまして、これについても条文追加となるものでございます。

第36条の3の2と同じく、扶養情報に係る情報収集の規定を定めるものでございます。

3ページ、お願いいたします。

第48条につきましては、法人の町民税の申告納付の条項および次の 第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きの条項ですが、改正 内容は、いずれも地方税法の改正に伴う引用条項のずれ等となるものでござ います。

4ページをお願いいたします。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の条項でございますが、改正内容 といたしまして、地方自治法の改正による地方開発事業団の廃止に伴う該当 部分の削除でございます。

続きまして、第95条は、たばこ税の税率の関係でございますが、改正内容といたしまして、1,000本当たり3,298円が4,618円に引き上げとなるものでございます。

次の、付則第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、旧3級品のたばこ税率の引き上げですが、1, 000本当たり1, 564円が2, 190円の引き上げとなるものです。

次の付則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の条項でございますが、改正内容といたしましては、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置を導入するものでございます。

5ページをお願いいたします。

改正付則関係の第1条につきましては、それぞれの施行期日を定めたものでございます。

第2条関係につきましては、個人の町民税に関する経過措置を定めたもの でございます。

6ページをお願いします。

第3条につきましては、たばこ税に関する経過措置となるもので、指定日、 平成22年10月1日前に課すべきであったたばこ税の効力規定によるもの、 第2項以降につきましては手持ち品課税の関係を定めたものでございます。 よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

付則の第19条の3についてお尋ねをいたします。

従来から住民税が20%の税率から10%の本則に、おととしだったと思いますが、戻されました。それに基づいてここにあります上場株式の譲渡に関する町民税の計算で、本則に戻さず現在10%だというように思いますが、それが平成24年から本則の20%に戻る。それに合わせた今回の改正だということなんでしょうか。現在の状況と改正される内容について再度ご説明、私の理解でそれでいいのかどうかも含めてお願いいたします。

- 〇山田議長 税務課長。
- **〇建部税務課長** 特例措置として21年度、22年度、23年度は住民税3%、所得税7%の計10%になっておりました。そのことが24年度から20%に変わるよう改正があったものでございます。
- 〇山田議長 西澤議員。
- ○西澤議員 少額口座内の取引だけに限っては非課税にすると。ここの資料にありました制度の概要にありますように、新規の投資で100万限度、そし

て、最大で300万、最長10年間、途中の売却は可であると。その口座内の取引については一切非課税にする。その20%に戻すかわりに、その部分については非課税とすると。つまり10%にもかからないということなんですね。そのことについて確認のためよろしくお願いします。

- 〇山田議長 税務課長。
- **〇建部税務課長** そのとおりでございます。
- **〇山田議長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一 部改正についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第2条は、育児休業をすることができない職員の定めでございまして、非 常勤職員等の号番号の削除に伴います条文の整備でございます。

第2条の2につきましては、配偶者の出産後、男性職員が育児休業を取得できる期間を57日間とする条文の追加でございます。

第3条は、見だしを育児休業法第第2条第1項ただし書きの条例で定める 特別の事情に改め、第5条の改正に伴います規定の整備でございます。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由の定めでございまして、職員以外の子の親が常にその子を養育できるようになった場合でも育児休業の取り消し事由には当たらないという改正でございます。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員の定めでございまして、第2条の改正と同様でございます。

第10条は、育児短時間勤務の終了後、再度育児短時間勤務ができる特別の事情の定めでございまして、第13条の改正に伴います条文の整備でございます。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由の定めでございまして、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に職員以外の子の親がその子を養育できるようになった場合でも取り消し事由には当たらないとする改正でございます。

第19条は、部分休業をすることができない職員の定めでございまして、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず部分休業をすることができるとする改正および規定の整備でございます。

第20条は、部分休業の承認の定めでございまして、文言の整理を行うも のでございます。

付則としまして、この条例は、平成22年10月1日から施行するもので ございます。

以上、よろしくお願いします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第43号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長 議案第43号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第43号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条 例の一部改正についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

第8条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限の定めでございまして、第2項で3歳に満たない子のある職員が養育するために請求した場合には、特別な場合を除き時間外勤務等をさせてはならない規定を新設するものでございます。

また、第3項から第5項につきましては、第2項の新設に伴います項番号および引用規定の整理でございます。

付則といたしまして、この条例は平成22年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、日程第21 議案第44号を議題といたします。 議案を朗読させます。 局長。

**○大橋事務局長** 議案第44号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。 総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第44号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部 改正についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

付則第5条第7項は、消防団員等に係る損害補償と児童扶養手当等との給付の調整を図るための定めでございまして、あらたに父子家庭にも児童扶養手当が支給されるよう法が改正されたのに伴いまして、児童扶養手当法を引用している付則の文言を整理するものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から試行し、平成22年8月1日から適用するものでございます。

以上、よろしくお願いします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

O山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 次に、日程第22 議案第45号を議題といたします。 議案を朗読させます。 局長。

○大橋事務局長 議案第45号 町道の認定について。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

**〇山田議長** 本案に対する提案説明を求めます。 建設課長。

○若林建設課長 議案第45号 町道認定について説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道の認定をお願いするものでございます。

認定路線については別紙にて説明をさせていただきます。

路線番号378、路線名、小川原防災ステーション線、起点は大字小川原字早刈907番地9、終点は大字小川原字道方1489番地、幅員は最大が8メートル、最小が7メートル、延長は115メートルでございます。

続きまして、路線番号379、路線名、尼子二丁田線、起点は大字尼子字 二丁田408番地の9、終点は大字尼子字二丁田408番地の14、幅員は 最大が8メートルで、最小は6メートルでございます。延長は52.45メ ートルでございます。

続きまして、路線番号380、路線名、金屋交流村線、起点は大字金屋川狭1572番地、終点は大字金屋川狭1565番地、幅員は最大9メートル、最小6メートル、延長は122.97メートルでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、10分間トイレ休憩をさせていただきます。2時半から再開いた したいと思います。

> (午後 2時20分 休憩) (午後 2時30分 再開)

**〇山田議長** それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第23 議案第46号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

**〇大橋事務局長** 議案第46号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

〇山本総務課長 それでは、議案第46号 平成22年度甲良町一般会計補正 予算(第2号)についてご説明申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、1億4,060万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を37億4,733万2,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては、第1表 歳入歳出予算補正で、地方債の補正は第2表で説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、8款 地方特例交付金、補正額161万7,000円の減額、9款 地方交付税8,940万円の追加、13款 国庫支出金3,532万3,000円の追加、14款 県支出金2,058万3,000円の追加、15款 財産収入2,971万3,000円の追加、16款 寄付金300万円の追加、18款 繰越金2,407万5,000円の追加、19款 諸収入52万7,000円の減額、20款 町債5,934万7,000円の減額、歳入合計、補正前予算額36億672万9,000円に1億4,060万3,000円を追加し、補正後予算額を37億4,733万2,000円にお願いするものでございます。

3ページ、歳出です。1款 議会費、補正額43万円の追加、2款 総務費143万円の減額、3款 民生費4,025万6,000円の追加、4款衛生費226万円の減額、6款 農林水産業費5,818万8,000円の追加、7款 商工費173万7,000円の追加、8款 土木費1,633万1,000円の追加、9款 消防費351万円の追加、10款 教育費2,824万1,000円の追加、12款 公債費440万円の減額、歳出合計につきましては歳入合計と同じでございます。

続きまして、6ページの方をお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

臨時財政対策債、補正前 3 億 1 , 9 0 0 万円、補正後 2 億 5 , 9 6 5 万 3 , 0 0 0 円、5 , 9 3 4 万 7 , 0 0 0 円の減額をいたしまして、限度額の合計でございますけれども、補正後 4 億 1 , 9 1 5 万 3 , 0 0 0 円にお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号につきましては、会議規則

第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第24 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

**〇大橋事務局長** 議案第47号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

〇中川保健福祉課参事 それでは、議案第47号 平成22年度甲良町老人保 健医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ424万5,000円とする補 正をお願いするものです。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

歳入の部、4款 繰入金、補正額98万6,000円の追加、5款 繰越金7,000円の追加、歳入合計を補正前325万2,000円に、今回99万3,000円の追加をお願いし、補正後予算額を424万5,000円とお願いするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

歳出の部、3款 諸支出金、補正額99万3,000円の追加、歳出合計 は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第48号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

**〇大橋事務局長** 議案第48号 平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

〇中川保健福祉課参事 議案第48号 平成22年度甲良町介護保険特別会計 補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,213 万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,693 万4,000円とする補正をお願いするものです。

それでは、第1表 歳入歳出補正予算によりご説明を申し上げます。 1ページをご覧ください。

歳入の部、4款 支払基金交付金、補正額304万6,000円の追加、6 款 繰入金、補正額20万円の追加、7款 繰越金、補正額888万7,000 円の追加、歳入合計を補正前6億480万1,000円に、今回1,213 万3,000円の追加をお願いし、補正後の額を6億1,693万4,000 円とお願いするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

歳出の部でございます。1款 総務費 補正額20万円の追加、6款 諸支出金、補正額193万1,000円の追加、8款 予備費 1,000万2,000円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 議案第49号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

〇大橋事務局長 議案第49号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別 会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

〇中川保健福祉課参事 議案第49号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154万9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,174万9,000円とする補正をお願いするものでございます。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入の部、3款 繰入金、補正額68万3,000円の追加、4款 繰越金20万6,000円の追加、5款 諸収入66万円の追加、歳入合計を補正前5,020万円に、今回154万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

歳出の部、1款 総務費、補正額35万円の追加、2款 後期高齢者医療 広域連合納付金50万9,000円の追加、3款 諸支出金69万円の追加、 歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

〇山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

北川町長。

**〇北川町長** それでは、人権擁護委員候補者の推せんについてご説明を申し上げます。

推せん理由、住所、下之郷1575番地、氏名、上野初子氏、生年月日、昭和31年7月24日生まれ。

今回、擁護委員に推せんする上野初子氏は、長年教職員として勤務され、 甲良東小学校を最後に退職をされました。特に東小学校勤務時は、障害を持った子どもたちの教育に力を注がれました。町婦人会の会長、平成11年度でございます、の要職にもつかれ、現在、甲良西小学校の心のオアシス相談員として、また民生児童委員会の主任児童委員、ひとり親家庭福祉推進委員、次世代育成支援対策地域協議会委員として地域の発展や教育の振興、福祉の向上等について、幅広く、熱心に取り組んでいただいているところでございます。

このたび、阪東祥久氏の任期満了に伴い、後任として人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、また女性としての観点からの活動が期待できる上野初子氏を人権擁護委員としてお願いするものです。任期は平成23年1月1日から平成26年12月31日までです。よろしくお願い申し上げます。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第28 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年9月7日。

甲良町長。

**〇山田議長** 本案に対する提案説明を求めます。 北川町長。

- ○北川町長 市山明人氏は、教育委員には平成14年10月から就任をしていただき、現在2期8年を真摯に努めていただきました。現在は委員長職務代理者として活躍をいただいております。人格は高潔で、教育全般に対し熱心でもあり、また、民間人として経営感覚にもすぐれておられ、教育委員として適任者であると思われますので、同意をよろしくお願いいたします。再任であります。
- ○山田議長 説明が終わりましたので……。
- **〇北川町長** 補足をさせてもらいます。

市山氏の住所ですね、犬上郡甲良町大字呉竹230番地7、氏名、市山明 人、生年月日、昭和28年4月30日です。失礼しました。

**〇山田議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**〇山田議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時50分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署名議員金澤博

署名議員山崎昭次